

再生砕石等製造施設における石綿含有産業廃棄物混入防止対策指導指針

(平成23年6月21日 埼玉県環境部産業廃棄物指導課)

第1 目的

本指針は、解体廃棄物から再生砕石又は再生砕石原料を製造する施設（以下「再生砕石等製造施設」という。）において、事業者が取組む対策を定めることにより、石綿含有産業廃棄物等の製品砕石への混入を防止することを目的とする。

第2 再生砕石等製造施設における事業者の取組

1 排出事業者及び収集運搬業者に対する周知

排出事業者及び収集運搬業者には、次の方法により、石綿含有産業廃棄物が混入した廃棄物の受入はできないことを周知する。

- ① 産業廃棄物処理委託契約書に「石綿含有産業廃棄物を混入させない。混入が認められた場合には、排出事業者の責任において速やかに撤去する。」などを明記する。
- ② 搬入時の受付場所に「石綿含有産業廃棄物の受入はできない。」旨の掲示を行う。

2 搬入時の確認

- (1) 受付時に目視で荷台に石綿含有産業廃棄物の混入がないことを確認するとともに、荷降ろし場で展開検査を行う。混入が確認された場合には、受入を断り、持ち帰りさせる。
- (2) (1)の検査で混入が確認された排出事業者又は収集運搬事業者には、埼玉県ホームページ掲載の「石綿含有産業廃棄物収集運搬業者（積替え保管を含む。）名簿」等を提供し、適正処理の助言指導に努める。
- (3) 石綿含有産業廃棄物の混入を繰り返す排出事業者又は収集運搬事業者がある場合には、管轄する環境管理事務所に通報する。

3 処理時及び処理後の確認

- (1) 破砕ラインには作業員を配置し、石綿含有産業廃棄物の混入の有無の確認を行い、混入が確認された場合には除去する。
- (2) 製品ヤードでは、破砕施設が稼働していない場合を除き、1日1回以上の目視検査を実施する。混入が確認された場合には、これを除去するとともに、製品を再度詳細に調査し、他に混入がないことを確認する。

4 確認された石綿含有産業廃棄物の処理

確認された石綿含有産業廃棄物のうち、排出事業者が特定できないものについては、再生砕石等製造施設の事業者が自らの廃棄物として適正に処理する。

保管に当たっては、「石綿含有産業廃棄物」と表示した容器に保管し、シートで覆うなど、他の廃棄物との混合及び石綿の飛散を防止するための対策を講じる。

5 従業員教育

石綿含有産業廃棄物の確認に当たる従業員には、石綿に対する知識及び確認のための技術を習得させるため、次の資料等を利用して、社内で定期的に研修を行う。

- ・「目で見えるアスベスト建材」
(国土交通省監修 http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha08/01/010425_3/01.pdf)
- ・「再生砕石のための安全管理マニュアル」 (社団法人埼玉県産業廃棄物協会)

6 大気環境調査の実施

1年1回以上敷地境界において、施設稼働時の大気環境中における石綿濃度を測定し、通常の大気中濃度との差がないことを確認するよう努める。